住所　横浜市旭区鶴ケ峰１丁目53番地
文幸子　昭和58年４月22日生
住所　横浜市磯子区磯子６丁目14番55号
文健人　昭和62年３月２日生
住所　川崎市中原区中丸子13番地17
金恵子　昭和51年３月28日生
住所　川崎市幸区小向町10番20―１号
金亮　昭和50年10月14日生

○外務省告示第百五十八号

平成二十三年三月十七日にキンシャサで、コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
２　贈与額　十五億円
３　署名者
日　本　側　北澤寛治在コンゴ民主共和国大使
コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ントゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣
平成二十三年四月十二日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百五十九号

平成二十三年三月二十四日にホニアラで、防災ラジオ放送網改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　防災ラジオ放送網改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　五億四百万円
３　贈与の供与期限　平成二十六年九月三十日まで
４　署名者
日　本　側　岩撫明在ソロモン臨時代理大使
ソロモン側　ピーター・シャネル・アゴバカ外務・外国貿易大臣
平成二十三年四月十二日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百六十号

平成二十三年三月二十四日にダルエスサラームで、キリマンジャロ州地方送配電網強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　キリマンジャロ州地方送配電網強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　二十五億円
３　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで
４　署名者
日　本　側　中川坦在タンザニア大使
タンザニア側　ラマダニ・キジャ財務次官
平成二十三年四月十二日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百六十一号

平成二十三年三月二十九日にザンジバルで、ザンジバル地域配電網強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　ザンジバル地域配電網強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　三十億円
３　贈与の供与期限　平成二十七年二月二十八日まで
４　署名者
日　本　側　中川坦在タンザニア大使
タンザニア側　ハミス・ムッサ・オマール・ザンジバル政府大統領府財務・経済・開発計画担当次官
平成二十三年四月十二日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百六十二号

平成二十三年三月三十日にダッカで、バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与
２　贈与額　五億円
３　署名者
日　本　側　上原孝史在バングラデシュ臨時代理大使
バングラデシュ側　ムハンマド・ムシャラフ・ホセイン・ブイヤン財務省経済関係担当次官
平成二十三年四月十二日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百六十三号

平成二十三年三月三十一日にコロンボで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億六千万円
３　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
４　署名者
日　本　側　髙橋邦夫在スリランカ大使
スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官
平成二十三年四月十二日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百六十四号

次に掲げる各国の政府は、平成二十一年一月二十六日にボンで作成された「国際再生可能エネルギー機関憲章」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日にドイツ連邦共和国政府に寄託した。

オーストラリア連邦　平成二十三年一月六日
エクアドル共和国　平成二十三年一月十三日
モナコ公国　平成二十三年一月十四日
カーボヴェルデ共和国　平成二十三年一月十八日
スリランカ民主社会主義共和国　平成二十三年一月二十七日
ベラルーシ共和国　平成二十三年一月二十八日

よって、同憲章は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

オーストラリア連邦　平成二十三年二月五日
エクアドル共和国　平成二十三年二月十二日
モナコ公国　平成二十三年二月十三日
カーボヴェルデ共和国　平成二十三年二月十七日
スリランカ民主社会主義共和国　平成二十三年二月二十六日
ベラルーシ共和国　平成二十三年二月二十七日

（平成二十三年一月二十九日付けドイツ連邦共和国外務省口上書）
平成二十三年四月十二日
外務大臣　松本　剛明

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十三年四月農林水産省告示第一号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十三年四月十二日
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　災害等に関する事案（第三条―第六条）
第三章　雑則（第七条―第九条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口に係る事案及び次に掲げるもの
イ　「霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口」に係る事案
ロ　「平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」に係る事案
二　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策がとられる事案であって、次に掲げるもの
イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口」に係る事案
ロ　「建築関連中小企業者対策特別相談窓口」に係る事案
ハ　「ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」に係る事案
ニ　「高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口」に係る事案